

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業) について

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)(以下、「畜産クラスター事業(機械導入事業)」という。)とは、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、機械の導入整備を支援するものです。

中心的な経営体は、畜産クラスター協議会が選定します。

畜産クラスター計画は、広島県知事の認定を受ける必要があります。

畜産クラスター事業(機械導入事業)は中心的な経営体の収益力向上等に必要
な機械の導入整備を支援します。(1/2以内補助)

畜産クラスター協議会

畜産農家をはじめ、地域の関係者が連携し、高収益型の畜産を実現するための体制を築き、生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性を向上させるため畜産クラスター計画を策定し、取り組みを実践していきます。

畜産クラスター計画

地域の畜産の収益力向上を図るための計画を畜産クラスター協議会が定めます。計画が知事に認定された場合、畜産クラスター関連事業の対象となります。

(畜産クラスター計画の記載項目)

- ① 協議会の名称及び構成員と役割
- ② 畜産クラスター計画の目的
- ③ 協議会の取組内容
- ④ 協議会の行動計画
- ⑤ 畜産クラスター計画の中心的な経営体の概要
- ⑥ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

この事業の仕組み(要綱等)については、次によりご確認ください。

<http://jlia.lin.gr.jp/cl/>